

第3期「確かな学力育成プラン」検討委員会設置要綱

(令和4年3月11日教育長決裁)

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づいて策定される教育振興基本計画を踏まえ、児童・生徒の学力向上を図るための「確かな学力育成プラン」の内容について検討するため、第3期「確かな学力育成プラン」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、学校、家庭及び地域が一体となって本市の児童生徒の確かな学力向上を目指すための、「確かな学力育成プラン」に関する事項を検討し、同計画の案を教育長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は学識経験者及び小中学校長、市PTA協議会関係者、学校支援地域本部関係者、企業関係者、その他特に必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。

2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育局学校教育部学びの連携推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。